**後援名義使用に関する承認基準**

建築振興課所管事項に関わる事業について、主催者から後援名義の使用承認　申請があったときの承認は、下記の基準による。

**１　主催者についての承認基準**

(1)　次のいずれかに該当する団体であること。

ア　国

イ　地方公共団体

ウ　公的団体又はこれに準ずる団体

エ　建設業又は宅地建物取引業の振興等の活動に関し、概ね１年以上の実績のある企業・団体（法人格の有無を問わない）

(2)　(1)のウ又はエに該当する団体で、次のいずれかに該当する場合には、(1)の規定にかかわらず、承認の対象団体とはしない。

ア　政治的又は宗教的な普及・宣伝活動を行う団体

イ　大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号に　規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者が構成員である団体

ウ　営利法人等（ただし、当該営利法人等が主たる営利事業とは別に、公益事業を行う場合は承認の対象団体とする。）

エ　団体の存在又はその基礎が不明確な団体

**２　事業についての承認基準**

後援名義の使用承認を受ける事業は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(1)　事業目的が、明らかに建設業又は宅地建物取引業の振興に寄与し、公共性

があること。

(2)　政治的又は宗教的な普及・宣伝活動と受け取られないこと。

(3)　営利を目的としないこと。

(4)　公序良俗に反しないこと。

(5)　売名行為を主たる目的としないこと。

(6)　関係する法令、制度の趣旨・目的にも合致し、府民生活の向上に積極的に

寄与すること。

(7)　大阪府暴力団排除条例（平成２２年大阪府条例第５８号）第２条第１号に

規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。

(8)　広く大阪府民全体を対象とし、原則として府民が自由に参加できること（ただし、限られた会員、事業者等のみが参加する場合には、その効果が大阪府の建設業又は宅地建物取引業の振興に寄与すると認められること。）。

(9)　大阪府の区域内で実施されること（ただし、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県、その他これらの府県に隣接する県において開催場所を持ち回りする事業で関係府県の後援名義使用見込みがあるものを除く。）。

(10)　事業実施に際して、金品の寄附､援助､事業参加等の強要のおそれがないこと。

(11)　参加料又は受講料等の徴収金がある場合には、当該徴収金の総額がその

事業に要する経費の範囲内であること。

(12)　事業の開催場所では、災害防止及び公衆衛生について、十分な設備及び

措置が講じられること。

(13)　過去に後援名義の使用条件に違反したことがないこと。

(14)　その他、後援名義の使用承認を行うことが不適当と認められないこと。

附　則

　この基準は、平成２８年９月１日から施行する。